

報告第 1 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成 24 年 3 月 5 日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第 1 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、三朝町介護保険地域支援事業手数料条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成 24 年 2 月 23 日

三朝町長 吉田秀光

三朝町介護保険地域支援事業手数料条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険地域支援事業手数料条例（平成18年三朝町条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項の規定に基づき、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）<u>第 115 条の 45 第 5 項</u>の規定による三朝町介護保険地域支援事業手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項の規定に基づき、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）<u>第 115 条の 44 第 4 項</u>の規定による三朝町介護保険地域支援事業手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。